

## 安曇野市自治基本条例に対するパブリックコメントの結果

章・条・項・号	ご意見の要約	ご意見に対する市の考え方	対応
	市民の多くは条例制定に関心がなく、検討経過も知らない。	貴重なご意見として考えます。条例制定が目的でないことから、制定後の運用の中で市民にさらに周知を図っていきます。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。
第1章、第4条、 第1項	実現のため、第5条第1項第2号並びに第6条第1項及び第2項が重要である。市からの情報提供は充分でなく、条例制定とともに改善をすべき。	市の情報発信のあり方についての貴重なご意見であり、今後条例の運用の中で検討していきます。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。
第1章、第3条、第1号	「公益の増進に取り組むもの」を、具体的に「活動する個人及び法人その他の団体」としたらどうか。	具体的に表現すべきとのご意見は大変重要と考えますが、「もの」に個人と法人（団体を含む）が含まれると解釈しています。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。
第1章、第3条、第8号	市区長会の定義に、行政運営の連携または補完を追加すべき。	区については多くの議論がありましたが、任意組織である「区」を行政の下請け組織と位置づけないこと、また、市と区は対等なパートナーとして協働の関係であり、市政運営の基本原則の中でも「協働の原則」を設けることとしました。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。
第2章、第7条	事業者の責務について盛るべき。	ご意見のとおり事業者の責務も重要です。第3条第1号で、事業者も市民と位置づけており、第7条の市民の責務があてはまります。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。
第5章、第20条	対応の経過、結果等についてホームページに公開を。	貴重なご意見として考えます。運用上の参考とさせていただきます。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。

第6章、第23条	危機管理の規定を含め、この条例は区に未加入の方に対する内容が抜けているのではないか。	区への加入促進は重要なことと考えますが、強制加入はできません。この条例では区加入に努めるとはしていますが、未加入であっても隣同士の顔の見える関係づくりは重要であることを前提に、すべての市民の皆さんを対象としています。今後、さらなる地域コミュニティの強化と支え合う社会の形成を目指していきます。	ご意見としてお聞きし、条文には反映しません。
----------	--	--	------------------------